

パネルディスカッション

「望ましい経済的被害回復制度」

【コーディネーター】 高橋正人 あすの会幹事・弁護士

【パネリスト】 岡本真寿美 あすの会会員
川本弥生 あすの会会員

小木曾 綾 中央大学法科大学院教授
白井孝一 あすの会副代表幹事・弁護士
松畑靖朗 弁護士

高橋:あすの会を設立した時、刑事手続きと刑事司法における被害者の権利の獲得、経済的・精神的な被害の回復というふたつの大きな目標を掲げました。被害者の権利獲得については被害者参加制度の施行で大きく前進しました。他方、経済的な被害回復制度は、平成20年7月から犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(以下、犯給法)が拡大され、以前よりは救われるようになったとはいえ、3分の1、5分の1ぐらいしか被害が回復されていないというのが実情です。そこで今日は、犯給法の拡大や新しい被害者補償制度の創設を目指し、望ましい制度の在り方について議論していきたいと思えます。

議論に先立ち、まず被害者の実情を知っていただきたいと思えます。

基調報告 1

川本弥生

人の命をお金に代えることはできません。ですが息子を殺された事件後に請求した「犯罪被害者給付金」の窓口で、担当者から適用外だと言われたとき、あまりにも報われない気がしました。

私と夫(息子を殺した父親)は、87年に結婚し、その年に息子が生まれ、3年後に娘が産まれました。95年の阪神大震災をきっかけに夫は職を失い、家族、とくに息子に暴力を振るうようになりました。息子をかばう私も殴られました。夫の行動ははだいにエスカレートし、何年も地獄のような日々を送った後、二人の子供たちを連れて離婚することを決意しました。息子は、自分が一番つらい思いをしていたにもかかわらず、「また立ち直ってくれるかもしれへんから」と、私の強い説得にもかかわらず父親との同居を選びました。

その後、私は息子がいつでも家を出られるように、息子の通う中学の近くに部屋を借りました。毎日、お弁当

を作って玄関ドアに袋をぶらさげ、息子は学校に行くときにそれを持っていき、帰りに戻ってきました。その中には、私は「寒くなってきたから、お布団かぶって寝なさいよ」とか、「期末試験が近いね。頑張ってるね」などと息子に宛てた手紙を入れました。空のお弁当箱に、プリントの切れ端に書いた息子の返事が入っていることもありました。私の誕生日には「ママ、お誕生日おめでと」と書いてくれました。

そんな中でも、夫は私たちに執拗にストーカー行為を繰り返したのです。当時15歳の息子は、それをやめるよう父親に訴え、逆上した夫は、そんな息子をナイフで刺したのです。

事件後、裁判が2年続きました。私は加害者が怖く、裁判所の建物にすら入れませんでした。1度だけ、証人尋問のとき、勇気を振り絞り法廷の中に入りました。衝立を立てていただきましたが、その向こうにいる夫の存在を感じ、法廷を出てすぐに失神してしまいました。この裁判のことが衆議院法務委員会で紹介され、被害者参加制度導入の一助になったと伺いました。息子の死が無駄ではなかったと思えました。

息子の葬儀は、私が出しました。当時、すでに生活保護を受けていたため僧侶に来ていただく余裕はなく、人前葬で、息子はたくさんのお友達に見送られました。生活保護は、離婚直前の別居中から娘と二人分を受けていました。PTSDのため長時間働くことができず、パート代はわずか7~8万円で、生活保護費は9万円ほどでした。

事件後、ずっと不登校だった娘は、子ども好きだった兄の影響で「保育さんになりたい」と言いましたが、生活保護を受けながら大学へ行くことはできないとケースワーカーに言われました。現在、私の収入は、パート代が月に約10万円、生活保護がおよそ4万円です。一人世帯の生活基準が、約14万円ですので、収入の約10万円